

制度 (Institution) の人間形成的機能の再検討

—W. Brezinka と A. Gehlen を通じて—

宮 嶋 秀 光

Von der menschenbildenden Bedeutsamkeit der Institutionen

—Durch vergleichende Analyse der Institutionslehren W. Brezinkas und A. Gehlens—

MIYAJIMA Hidemitsu

序

近代以降、産業社会の勃興に伴って、子どもが属する集団ないし共同体は劇的に変遷して来た。度々指摘される通り、家庭は小規模化し、しかも生産の場としての機能を失うことによって根本的に変質した。また子どもの生活と関わり深い隣人共同体も、急速な都市化に伴って殆ど解体したと言ってよい。こうした状況は、これらの共同体が有していた無意図的な形成作用を必然的に衰弱せしめた。けれども従来の教育学においては、テーマの重心が主に意図的な教育行為の方に置かれた為、こうした深刻な事態は、相対的に軽視されて来たと言っても過言ではない。確かに教育学は、教育行為の反省・省察を課題とするのであるが、しかし上に見た現代の状況を省みるならば、人間形成を有する共同体の再建が、教育学の立場から本格的に考えられて然るべきであろう。といっても、その狙いとするとところは、むしろ単なる伝統的生活への回帰ないし復活にあるのではなく、むしろ、古い身分秩序からの個人の解放等々といった近代社会の積極的諸側面を十分に保障しつつ、しかも新しい十全な人間形成作用をもった共同体を建設する為の諸条件を考察することではなければならない。

ところで、小論でまず取り挙げる W. Brezinka も、現代西ドイツにおいて上述の如き観点から教育学を見直そうとしている代表者の一人である。もとより彼も、意図的教育行為の意義を軽視していない。しかし近代西欧における伝統的な諸共同体の崩壊という実情に鑑みて、とりわけ文化=社会的環境がもつ無意図的形成作用の重要性を強調し、その徹底した論究の必要性を訴えているのである¹⁾。ところで、そのさい注目すべきは、こうした無意図的形成作用を有する最たるものとして、慣習、慣例、習俗等々——総じて言えば諸「制度」(Institutionen) が取り上げられている点である。これは或る意味で当然のことであって、一般に集団ないし共同体の最も基本的な成立要件とは、衣食住をはじめ労働、宗教、交際等々に関する諸「制度」なのであり、従って何らかの形で「制度」をもたない単なる人々の集塊は、集団ないし共同体と呼ぶに値しないからである。それ故、人間形成力を有する共同体を何らかの意味で再構築する為の条件を探る上で、「制度」の再検討は不可避の問題である。

だが今日、「制度」の問題を主題的に取り上げる根拠は、これのみに留まらない。というのも、現代では子どもの環境における諸「制度」について、二つの異なる評価が為されているからであ

る。即ち一方では、Brezinka の言う様に、伝統社会の崩壊の結果、子どもの生活と関わりの深い領域での諸「制度」が動揺・解体し、それが深刻な教育問題を多数惹起していると考えられ、現代は《制度解体》の時代であると言われている²⁾。これに対して他方では、例えば膨大化した行政機構に象徴される現代社会の複雑化の中で、子どもにとっては、日常生活経験とは著しく懸け離れたよそよそしい諸「制度」が氾濫し、それらが子どもの在り方を非本来的なものにしてると強調されている³⁾。この立場によれば、現代はむしろ《制度過剰》の時代と解されるのである。これらの見解の当否はともかく、このような相異なる評価が存すること自体、教育学の立場から「制度」の問題を改めて主題的に取り上げる必要性を示唆していると言えよう。だが其の為には、何よりも先ず、子どもの成長に関わる諸「制度」の意義を明らかにしておくことが、前提作業として不可欠である。そもそも「制度」は、人間の生成ないし形成において如何なる役割を担っているのか。小論では、まず Brezinka を手掛りにして、この点の究明から始めたい。

ところで、右に触れた通り、現代における「制度」の問題は決して容易ではない。上述の如き相異なる評価が為される以上、「制度」一般に無条件的に人間形成上の意義を認めることは不適切であろう。従って、少なくとも子どもの成長にとって有効な「制度」の基本要件を明らかにすることが必要であるが、しかし Brezinka にあっては、後に見る様に「制度」概念の規定が余りにも一面的な為、この点について十全な解答を引き出すことが出来ない。そこで小論では、Brezinka の論の分析に次いで、「制度」についてより根本的な論考を展開している A. Gehlen を取り上げてみたい。生き生きとした人間形成力を有する新たな共同体の条件を探る為、差し当っては子どもの成長に相応しい「制度」の基本要件について考察することが、先ずもって緊要であろうから。

第1章 人間形成に関わる「制度」の役割—Brezinka の検討

本章では、「制度」が主題的に論じられている Brezinka の論文『学習必要性をもつ人間と諸制度』⁴⁾ を取り上げ、まず彼の「制度」概念を分析した上で、人間の生成ないし形成における「制度」の役割について考察することにする。

(1) 「制度」の概念

Brezinka によれば、「制度」とは、「規格化された社会的行動の諸形式」ないし「諸行為の範型」であって、それらは個々人の行為を規制する「部分秩序」(Teilordnung) として作用し、それらが集合して当該社会の「生活秩序」全体が構成されるという⁵⁾。そこで先ず、このような「制度」概念に含まれる基本的特徴を簡単に分析しておきたい。

まず第一に、最も根本的な特徴として挙げられるのは規範性である。“Institution”の語源であるラテン語の動詞“instituo”という語が示唆する通り、「制度」は自然の所産ではなく、むしろあくまで人間によって《定め置かれたもの》である。けれども「制度」は、その起源を確かに人間自身の内に持ちつつも、一旦その外化として確立されるや否や、逆に人間の振舞や在り方を規制するものに転ずる。つまり、「制度」は「個々人の行為を規制する」⁶⁾力、即ち規範性をもつものなのである。従って Brezinka も述べている様に、「制度」とは、個々人の側から見れば、一定の行動のとり方に関する「諸規範の体系」⁷⁾として現存するものなのである。

この規範性とは別に、Brezinka の説く「制度」の基本特徴としては、普遍性と恒常性が指摘できる。言うまでもなく「制度」とは、単なる個人の私的習性の累積ではなく、Brezinka によっても示唆されている様に、あくまで特定の社会において一般に承認され、それ故にまた、一朝一夕には変動しないものである。この意味で「制度」は、当該社会の成員間における普遍性と、世代を越えた或る程度の恒常性を有するのである。

以上、Brezinka に従って「制度」に含まれる三つの重要な基本特徴を確認したが、次に人間形成に関わる「制度」の役割について、更に彼の見解を検討したい。

(2) 「本能」の欠如と「制度」の不可欠性

Brezinka によれば、「制度」がもつ人間形成的役割を考える上で、まずもって注目すべきは、人間における「本能の欠如」(Die Armut an Instinkt) という基本特性であるという⁸⁾。彼の謂う「本能」とは、近年動物行動学において究明された「生得的解発機制」(angeborener Auslösungsmechanismus) に他ならないが、この新たな「本能」概念を理解するには、それを構成する三つの要素を区別した上で、更に一つの連関において把握する必要がある。まず第一の要素は、当該種において生得的に「特殊化」されている衝動、第二は、この衝動によって遂行される、当該種に固有な生得的行動、そして第三は、この「特殊化」された衝動を解き放し、当該行動を遂行するキッカケとなる外的刺激、即ち当該種に固有な「解発者」である。これら三つの要素の生得的で安定した纏りが、「本能」と呼ばれるのである⁹⁾。例えば、有名なコバシコマドリの例に即して言えば、自己のテリトリーに侵入する同種固体に対する攻撃衝動は、侵入者の胸の赤い羽毛によって解き放たれ、その結果、当該種に固有な攻撃行動が遂行されるのである。

ところで、人間であっても、こうした「生得的解発機制」の残余とも呼ぶべきものが、若干は見出される。例えば、K. Lorenz によって指摘された「赤ん坊シエマ」(Kindchenschema)¹⁰⁾ は、確かにここに謂う「本能」の一種と見なしうる。即ち、高く迫り上がった額、大きな眼、突出した頬といった乳児の相貌は、我々の内に心ならずも愛着の念を引き起こすのである。だがそのさい注意すべきは、動物の「本能」にあっては、当該の「解発者」が一定の対象に限定されているのに対し、「赤ん坊シエマ」においては、その「解発者」がこのように限定されていない点である。つまり Gehlen も指摘する様に、人間は乳児の相貌のみならず、幼獣や人形の相貌、更に極端な場合には、単に丸味をもつ事物一般に対してすら同様の反応をしうるのである¹¹⁾。しかも「赤ん坊シエマ」においては、種に固有な生得的行動様式も未分化であり、また嬰兒殺しといった事実も顧みれば、それを動物の「本能」と同列に置くことは出来ない。この例からも推察しうる様に、総じて見れば、人間には厳密な意味で「本能」と呼びうるものは殆ど見出し得ないのである。Brezinka も強調する通り、人間とは謂わば「本能の欠如」した動物なのである。

とすれば、そこから人間の生存にとって極めて重大な帰結が生ずる。即ち、人間という種にあっては、「生得的解発機制」を構成する三つの要素としての、種に固有な「特殊化」された衝動と行動、およびそれらに対応する「解発者」が、欠如しているということである。固より人間も有機体である以上、衝動それ自体は有しており、のみならず、例えば性行動についても指摘しうる様に、寧ろそれは過剰ですらある。従って人間にあっては、衝動の過剰にもかかわらず、それが生得的に「特殊化」され秩序づけられていない点にこそ、「本能欠如」の重大な帰結が存する

のである。

ところで人間のこの特性は、確かに人間における創造的営為を可能にするものである。しかし他方で、未だ自らの衝動を律し得ない幼少期においては、とりわけ危険な特性でもある。「特殊化」されていない衝動は、全く無意味な行動の為にのみ消費されてしまうかもしれないし、また最悪の場合、Brezinka が指摘する様に、混乱したまま徒に拡散してしまうかもしれない¹²⁾。それゆえ「特殊化」されていない衝動に、謂わば「運河開削」(Kanalisierung)¹³⁾を施し、その子が生きてゆく当該社会に相応しい行動のとれる様に、諸衝動に方向と秩序を与えることが不可欠である。そして正にこれを行う点にこそ、「制度」の基本的役割が存する、と Berzinka は言うのである。

既に述べた通り、「制度」には一定の行動のとり方を規範的に指定する機能がある。その「制度」の規範内容は、先ずもって子どもを取り巻く大人たちによって習慣的に遵守され、次いで日常的交わりの中で、その子にまで規制的影響を及ぼす。かくして「制度」は、大人を介して、当該社会に相応しい行動がとれる様に子どもを導き、そうすることによって、その子の未分化な諸衝動に方向と秩序とを与えるのである¹⁴⁾。

ところで Brezinka によれば、このような「制度」の人間形成作用は、より具体的には「制度」による「負担免除」(Entlastung)の過程として理解できるという¹⁵⁾。「制度」による諸衝動の「運河開削」は、最初はず、言語、社会的交わり、手仕事等々における単純・素朴な行動様式について果されるのであるが、しかしそれらも、子ども自身にとっては、当初は多くの心的エネルギーを要するものである。ところが、既に見た様に「制度」には恒常性という特質がある為、これらの行動は同一の形式で幾度となく繰り返され、その結果、当該行動の習慣化ないし自動化が起り、もはや行動の遂行に際して特別な注意を払う必要がなくなる。つまり当該の子において、「意識がその持続的酷使から免除」¹⁶⁾されるのである。

また他面、これらの習慣的行為は社会的な普遍性をもっている為、個々の子どもは、当該行為が社会的に承認されるか否か、或いは、その行為が他者に如何なる応答を喚起せしめるのか、といった点について予め知ることが出来る。こうして、自分の行為がもたらす帰結は、個々人にとって或る程度まで予見可能となり、その結果、彼はその都度、自らのとりうる行為の帰結や自らのとるべき行為について、一々思い悩むといった重荷から解放されるのである。ここにも、一種の「負担免除」機能が働いていることは言うまでもない¹⁷⁾。

以上の如き現象は、それ自体としては確かに些細なものであるが、しかし Berzinka も強調する様に、そこには重要な意味がある。というのも、子どもにおいて一定の行動遂行の為に持続的に投入されていた心的エネルギーが不要となるや否や、それは他のより重要な課題遂行の為に解放されることになり、その結果、その子はより意味深い他者との交わりや文化財との出会いに注意を向け、それに集中的に取り組むことが可能となるからである¹⁸⁾。従って、人間形成に関わる「制度」の基本的役割とは、社会＝文化的存在としての人間の基礎構造を、「本能」に代って新たに形成すると同時に、正にそうすることによって、より高い社会＝文化的な営みに参与する為の心的エネルギーを解放する点に存するのである。

(3) Brezinka「制度」論の問題点

Brezinka の「制度」論は、概ね以上に纏めた通りである。従来、ややもすれば「制度」のもつ役割として社会の等質性と恒常性を維持する機能のみが注目されていたのに対し、Brezinka は一貫して個体としての人間の生成ないし形成に関わる「制度」の積極的役割に注目し、少なくとも教育学的観点から「制度」論の必要性を明らかにした点で、彼の所論は十分に評価されて然るべきであろう。

けれども彼自身認めている様に¹⁹⁾、彼の所論はあくまで本格的な「制度」論を展開する為の一般的なモデルの提示に過ぎず、従ってそれ自体としては決して十全とはいえない。彼の「制度」論を通観してまず気づくのは、「制度」という概念によって思念されている内容が、余りにも抽象的で、具体性を欠いている点である。既に見た様に、彼にあっては「制度」とは、個々人の側から見た場合、畢竟、行動のとり方に関する「規範の体系」に他ならない。それは確かにその通りではあるが、しかし子どもにとっては、抽象的な「規範体系」などというものは実在しないに等しい。確かに大人が服している諸「制度」は、法的に定められた単なる規則の体系に過ぎぬこともある。けれども、子どもの生活における諸「制度」とは、本来、規範として、当為として彼に迫り来るものではなく、むしろあたかも大気を呼吸する如く、日常経験を通じて自然に無理なく習得されるものであろう。従って、子どもに対して生き生きとした人間形成作用を及ぼす諸「制度」とは、本来、単なる「規範体系」といった抽象物ではなく、むしろ何らかの意味で、もっと具体的・直観的なものではなからうか。

この点を追求していく端緒は、——「制度」論とは異なった連関においてではあるが——既に Brezinka の中にも見出すことが出来る。彼は、主著『生活援助としての教育』²⁰⁾において、現代の教育状況が孕む問題点を鮮明にする為に、無意図的形成作用が有効に働いていた伝統社会や未開社会のもつ優れた諸特質について、詳細な分析を行っているのであるが、その中で特に注目すべきは、これらの社会においては、子どもが慣れ親しむ諸事物や、それらを介した人々の交わりが、極めて豊かであったという指摘である。もちろん、ここに謂う慣れ親しんだ事物とは、自然科学の対象としての単なるモノでもなければ、現代生活の指標たる過剰な消費材のことでもない。むしろそれは、慣習的な日々の営みにおいて大切に扱われる道具や器具、それらが用いられる耕地や仕事場、年齢や地位に応じて規格化されたエンブレム、或いは宗教儀式で用いられるシンボル等々である。例えば、かつてのオーストリア山岳農民の子どもたちの生活について、Brezinka は次の様に述べている。即ち、「農家の世界は限定されている。けれどもそれは、自分の諸力を試し、事柄に適った事物との交わりを結び、全ての過程を鋭く観察し、直観的に思考することを学ぶ多くの機会を提供する。子どもらを取り巻くものは、近く (nahe) 見渡しが効き (über-sichtlich) しかも持続的 (dauerhaft) である。(中略) 人々と家畜、穀草と牧草、森と牧場——これらは、子ども達的心情が、生涯に互り此の大地と絆を結び続けることが出来る程に、彼らにとって信頼の置けるものとなる。それらは、子どもらにとって故郷となるのである」²¹⁾、と。ここに謂う「故郷」とは、子どもの成長の礎となる自明で信頼のおける——謂わば「被抱された」²²⁾——世界のことであるが、この引用からも判る通り、それは持続性・直観性によって性格づけられる一定の諸事物に充ちた世界でもある。Brezinka にあっては、こうした環境が有する人間形成上の意義は、「制度」論とは異なった連関の中で説かれているのであるが、けれども彼の謂う

「故郷」^{ハイマート}とは、本来、先に見た意味での人間形成力を有する諸「制度」と非常に関わりの深いものではなからうか。より端的に問えば、子どもの成長に相応しい「制度」とは、人々によって慣れ親しまれた具体的な諸事物と常に不可分な関係にあるものではないか。

この点を人間学的に根拠づけ、Brezinka の「制度」論を補完する為に、次に A. Gehlen を手掛りにして論考を進めてみたい。

第2章 「外界および他者との行為的交わりの固定・自立化」²³⁾ としての「制度」 ——Gehlen の検討

周知の様に Gehlen は、主著『人間』²⁴⁾において、種に固有な環境とそれに適合する特定の心＝身の生得的機制をもたぬ「欠陥動物」(Mängelwesen)²⁵⁾として人間を捉え、この人間の特質を、とりわけ形態学上の特殊性と、知覚の「世界開放性」(Weltoffenheit)²⁶⁾とに即して究明した。ところで、人間における衝動生活の法外な可塑性、生得的行動型の欠如、およびその帰結たる「制度」の不可欠性については既に述べておいたが、これらも「欠陥動物」たる人間の根本特徴であり、むしろ Gehlen 人間学の重要なテーマの一つである。けれども、彼の前期人間学を代表する著作『人間』では、人間生活における「制度」の不可欠性が指摘されるに留まり、「制度とは何か」²⁷⁾といった彼自らによる設問に対して、本格的な解答が与えられていない。つまりこの問題は、残された課題として、『人間』以降における彼自身の探究に委ねられたと言ってよい。事実、「制度」は後期の Gehlen 人間学における中心テーマであり、それに応じ、前期の彼の人間学を性格づけていた「人類=生物学的」^{アントロポ・ビオロギッシュ}²⁸⁾考察法は、「文化=人類学的」^{カルチュラル・アントロポロギッシュ}²⁹⁾考察法へと引き継がれたのである。

さて、上の如く位置づけられる Gehlen の「制度」論が取り組んだ根本課題について、彼自身、後期の人間学研究の集大成たる『原人と晩期文化』³⁰⁾の中で次の様に述べている。即ち、「制度の哲学」の課題とは、「諸制度が個々人に直面しつつ獲得する自立化 (Verselbständigung) と自律性 (Autonomie) とを、人間の本性から導出すること、しかも同じ事態を考えていた Hegel が『客観的精神』といった概念で捉えた以上に、より現実主義的な水準において演繹することである」³¹⁾、と。ここでは「制度」の発生を、所謂「疎外」(Entfremdung)の過程として理解する必要性が説かれているのである³²⁾が、ここで注目したいのは、彼の「制度」論の構想が、Hegel 哲学と対比せられた上で、「より現実主義的な」ものとされている点である。上の引用それ自体からも推察できる様に、その真意は、「制度」を「主観的精神」の「外化」といった観念論的な図式によってではなく、「人間の本性」そのものから理解せんとする意図にあると言ってよい³³⁾。だがここに謂う「人間の本性」とは、形而上学的な人間規定の如きものではない。「包括的な事象研究」としての「経験的哲学」(Empirische Philosophie)³⁴⁾を主張する Gehlen にあっては、それは経験的事実の分析を通じて初めて抽出されうる人間の根本属性のことであり、そして実は、この意味での「人間の本性」こそが、Gehlen 人間学において「人間学的カテゴリー」——精確には、「諸カテゴリーの編み合わせ」と呼ばれるものに他ならないのである³⁵⁾。

では、「制度」を論ずる上で不可欠な「人間学的カテゴリー」とは、如何なる経験的事実の分析を通じて獲得されるのか。この点に関して Gehlen は、先ず「制度」を構成する要素たる習慣行為の分析に端緒を求め、特にその典型例たる習慣的な労働ないし道具使用に即して、こうした

分析を進めるのであるが、実は前章で指摘した Brezinka の不十分点も、既にこのような基礎的分析において、ある程度まで補完されうるのである。それ故、習慣的な労働ないし道具使用に関する Gehlen の所見を検討することから始めたい。

(1) 「衝動モメントの対象への転置」

習慣的な道具使用を分析する際に、Gehlen は、石刀を使う原人の例を繰り返し用いるのであるが、この種の行為について、ふつう我々は、それを三つの要素、即ち内的な意図、身体的な振舞および外的な道具へと分解した上で、それぞれに考察を加えることが多い。ところが、こうした分解的な思考法によっては、この本質が理解できない、と Gehlen は言う。むしろ上の三つの要素を常に安定した一つの連関、謂わば「安定した構造体」³⁶⁾ として捉える必要があると言うのである。これは或る意味で自明なことであって、こうした行為の内的な意図と身体的振舞とは、常に不可分な関係にあり、外的な道具としての石刀も、この行為が遂行される上で不可欠だからである。その意味で、道具は「行動の支え」^{ビヘイヴィアサポート} であると言えよう。しかし Gehlen によれば、道具は単なる「行動の支え」ではなく、当該の習慣行為そのものを持続・安定せしめる「外的安定子」(Außenstabilisator)³⁷⁾、のみならず当該行為の「慢性的な実行者」(chronischer Aktualisator) ですらあるという。即ち、「形態を付与され特性を与えられた道具、器具、或いはシボルの物件は、同様に特殊化された習慣行為に対して一種の解発作用をもつ」³⁸⁾、と言うのである。

この点を根拠づける為に、Gehlen は二つの「人間学的カテゴリー」を導入している。

第一は、道具の如き規格化された事物そのものに関する「カテゴリー」である。Gehlen によれば、一般に、規格化された事物や厳密に様式化された振舞には、それらを眼前にする人間に対して、特定の行為や態度のとり方を指示・指定する機能があるという。例えば、大人が手本として発する言葉の有節発音は、それとの相違を許さない義務的なものとして、乳児に感受される。また手仕事用の道具や学術的な書籍が、単なる趣味ないし遊戯の対象として扱われる場合、我々は強い不快を覚えるが、Gehlen によればそれは、一定の目的に相応しく規格化された道具や書籍そのものが、それらとの交わり方に就いて我々に指示を与えているからであるという。これが、一定の規格化された事物や事柄による「当為の暗示」(Sollsuggestion) ないし「アピール作用」³⁹⁾ と Gehlen が呼ぶものである。職人の手に馴染んだ道具は、それに相応しい手際を彼に「暗示」し続け、高度に様式化された茶室は、訪問者に対して一定の振舞い方に従うことを「アピール」するのである。

こうした現象は、確かに日常しばしば認めることが出来る。だがそれは、むしろ単に外的な事物や事柄が有する特質のみによって説明されうる現象ではない。そこで、次にこの現象を他の側面、つまり人間の内における動機形成という側面から考え、そしてそれによって第二の「カテゴリー」を明らかにしたい。

さて、何らかの習慣行為を人間の内から見た場合、その行為の動機は、必ずしも純粹に内的なもののみによって成り立っているとは言えない。むしろそれは、当該行為が必要とされる状況全体を象徴する外的な事物や事態と深く関わっていることが多い。例えば、毎朝耕作に赴く農夫は、《生存の為に》といった抽象的観念によってではなく、農具や田畑といった可視的对象ないしそれらの表象によって動機づけられている⁴⁰⁾。また退職した役人が懐れるのは、《職務》といった

抽象物ではなく、職務室、事務机、或いは文書などである。Gehlen は、こうした事態を次の様に総括する。即ち、「日常生活では、我々の行動を促す動機の形成は、諸欲求による緊張、諸々の動機間の葛藤、『決断』といった内的な領野から、外的なものの中へと嵌り込む。(中略)我々における諸々の動機づけは、外界における諸々の同型性に依存することになり、我々の行為はそれらによって操舵されるのである」⁴¹⁾ と。こうした事態を、Gehlen は「衝動モメントの対象への転置」(Verlagerung der Antriebsmomente in den Gegenstand)⁴²⁾ と呼ぶのであるが、要するにそれは、元々は内的なものたる人間の諸衝動が、一定の習慣形成を通じて、当該行為に不可欠な一定の外的事物に即して体験されるようになることである。換言すれば、人間の「内界」は、謂わば「内なる外界」(innere Außenwelt) となるのである⁴³⁾。これが、一定の規格化された事物が「アピール作用」を有すると言われたことの真意である。

かくして、習慣行為を遂行せしめるのは、もはや人間の純粋に内なるものではなく、むしろ人間の外なるものであり、そしてこれら外的事物が有する永続性によって、当該の行為様式は持続性・安定性を確保するのである。単なる石刀の如き規格化された事物が、習慣行為の「慢性的な実行者」と呼ばれた所以である。

前章で見た様に、人間における諸衝動の特殊化・安定化は、一定の諸行為の習慣化によって果される。無論それは、個々人の内に即して見る限り、一定の行為のとり方に関する「規範」が成立する過程と解することも出来る。だがそれは、習慣形成の一側面に過ぎないのであり、むしろ、習慣行為を確実に持続・安定せしめる為には、上述した如く、その行為を導く衝動の「可視的対応物」を外界に作り出すこと、換言すれば、当該の内なる衝動の契機を「外へと置くこと」(Nachaußenlegen) が必要である⁴⁴⁾。総じて言えば、人間の可塑的で可変的な衝動生活は、事物性の確かさを有する外界の中へと謂わば「織り込まれる」⁴⁵⁾ ことによって、秩序と安定を確保するのである。

とすれば、既に見た様に Brezinka が、未開社会や伝統社会における慣れ親しまれた事物の豊かさに言及していたことは、「制度」論の見地からしても決して軽視できないことになる。子どもの成長に相応しい「制度」とは、本来、こうした具体的な事物に充ちた具象的な「制度」であると言ってよいであろう。

けれども、これまで見て来たのは、主に労働の領域における習慣行為であり、そこで用いた道具使用の例も、謂わば「孤独」な過程にすぎない。従って以上の論考に加え、他者との関わり、つまり社会関係ないし相互行為そのものを規制する「制度」についても考察する必要がある。無論その際、道具使用の例に即して見て来たことと同様の点が指摘できるのであるが、しかしとりわけ、習慣化された社会関係について考察する場合、先に論じた「衝動モメントの対象への転置」が、実は人間の衝動が有する根本的屬性に起因するものであることが明らかとなるのである。それゆえ最後に、社会関係ないし相互行為それ自体を規制する「制度」に関する Gehlen の所見を検討しておきたい。

(2) 衝動の「言語性」

ここでは、取敢えず集団遊技をモデルとして考えてみよう。集団遊技^{ゲーム}においては、競技者は一定のルールに従って相互に関わり合っており、その意味でそれは、社会関係に関する「制度」の

モデルと見なしうるのである。集団遊技に関して特に注目すべきは、各々の競技者が、何らかの行為を遂行するに際して、味方や敵方における一定の応答を前もって考慮に入れている点である。例えば将棋の熟達者は、対戦者の次の手を十分に考えた上で、自分の駒を進めるし、初心者であっても、相手の次の手は、漠然とであれ考慮に入れられている。Gehlen によれば、集団遊技におけるこうした現象、即ち他者の応答の先取的な熟慮ないし感受は、実は人間生活の全層に亘って指摘できる根本特徴であり、わけでも言語において最も顕著なものであるという⁴⁶⁾。つまり、他者に向けて何らかの言葉を発する場合、常に我々は、その言葉に対して為される他者の応答を先取的に感受しており、正にその時にこそ意味ある会話が成立するのである。

このような言語に顕著な特質を、Gehlen は「言語性」(Sprachmäßigkeit) と名づけ、それが人間生活の全領域、とりわけ習慣的な社会関係ないし相互行為を導く諸衝動についても当てはまると説くのである。即ち、「人が自らを他の人間や集団と『同一化』(identifizieren) する限りでは、衝動ないし欲求の領域も『言語的』である。——ここに謂う『同一化』とは、意識の中のみ其の位置を占める過程ではない。『同一化』においては、先取りされ永続的に確認されている他者の反応が、持続的な欲求それ自体が有する特質の中に入り込んでいるのである」(傍点引用者)⁴⁷⁾。このように、社会関係ないし相互行為に関わる諸衝動は、決して純粋に内的なものではなく、むしろ慣習的に定められた他者の応答の仕方に呼応するものとして定位されているのである。

ところで、他者の応答が先取的に熟慮ないし感受されていると言っても、それは思考上の判断によるよりも、可視的な事物や事柄に即して直覚的に為される場合が多いと言えよう。例えば、確固たる諸「制度」を有する未開社会では、年齢や社会的地位^{ステイタス}に応じて規格化された服装、装身具、髪型等々のエンブレムが豊富に見出されるが、これらによってこそ、慣習的に定められた他者の応答は感受されているのである。そして、「制度」化されている他者の応答の仕方が、これらのエンブレムに即して認知されることによって、これらの応答と呼応し合う行動様式、つまり相手の地位や年齢に相応しい行動が、謂わば「解発」されるのである。従ってここでは、こうしたエンブレムが、社会関係に関わる習慣行為の「外的安定子」ないし「慢性的な実行者」となっているのである。

とすれば、先に道具使用の例に即して見た「衝動モメントの対象への転置」が、ここでも指摘できることになる。むしろ、「言語性」こそが、諸衝動が「特殊化」されてゆく過程一般に妥当する特質であり、その帰結が「衝動モメントの対象への転置」であると解すべきであろう。というのも Gehlen も指摘する通り、「孤独」な労働においても、その行為によって引き起される「事物の応答」が先取的に感受されており、しかも道具という規格化された事物に即して感受されていると言えるからである⁴⁸⁾。つまり、習慣的な労働を導く衝動も、やはり「言語的」なのである。従って一般に、一定の規格化された事物や事柄が、「制度」化された行為ないし行動の「慢性的な実行者」たり得るのは、「言語性」という衝動の根本属性に起因することなのである。

人間の衝動とは、過熱した鍋から一方的に吹き出す蒸気の如きものではなく、むしろ外界および他者と緊密な関係を結び、それらの諸応答を、一定の規格化された事物やエンブレムに即して自らの中に織り込むことによって構造化されていくものなのである。それ故これらの事物やエンブレム、或いはシンボリックな身振り行為等々の可視的な対象は、「制度」の単なる付随物ではな

く、「制度」の人間形成的機能、つまり子どもの諸衝動を「特殊化」し秩序づける機能が十全に働く上で、不可欠なものなのである。

む す び

先に見た様に、人間の生成ないし形成に関わる「制度」の役割とは、「特殊化」されていない子どもの衝動に「運河開削」を施し、当該社会に相応しい行動がとれるよう諸衝動に方向と秩序を与える点に存する。けれども、こうした機能が働くには、当の「制度」が単なる「規範体系」といった抽象物では不十分で、むしろそれは、具体的な物的交わりに裏づけられた「制度」でなければならない。

この点は、現代における「制度」の問題について考える際に、とりわけ重要である。冒頭で示唆して置いた通り、「制度」に関して現代では《制度解体》と《制度過剰》といった二つの相矛盾する評価が為される。紙面の都合上、詳細は次の機会に譲りたいが、実は Gehlen 自身も、一方で現代を「制度解体」(Institution-Abbau)の時代と捉えながら、他方では現代社会における「夥しい制度」とそれらが孕む諸問題に言及しているのである⁴⁹⁾。これは、一見矛盾のように思われるが、しかし前章で究明した「制度」の根本要件を想起するならば、むしろ適切な指摘であると言わねばならない。前述の通り、本来、何らかの積極的な意味で人間形成力を有する「制度」においては、個人の衝動生活は、一定の規格化された事物やエンブレムに即して外界や他者と緊密に結びついている。Gehlen の謂う「制度解体」とは、このような生き生きした「制度」が今日崩壊している事実を指しており、他方、現代の《過剰》な「制度」とは、むしろ「墮落した形で自らを具現化している制度」、即ち、単に思念された諸規範や明文化された法規範にのみ根拠をもつ抽象的「制度」に過ぎないものなのである⁵⁰⁾。じっさい今日、人々が慣れ親しんで来た具体的諸事物に充ちていた「制度」が解体する反面で、抽象的な「制度」が子どもの生活においてさえ氾濫しつつあるとすれば、それは教育学の見地からも重大な問題を孕んでいると言わざるを得ない。前章に見た通り、積極的な意味での人間形成作用をもつ「制度」とは、今日正に解体しつつある具体的で直観可能な「制度」だからである。そして、子どもの生活が、一つ一つの事物や他者との非常に具体的・直観的な交わりから成るものであるとすれば、子どもの成長に相応しい「制度」とは、物を通じての具体的な交わりによって豊かに裏づけられた生き生きした「制度」、具象的な「制度」でなければならないことが、改めて強調されて然るべきであろう。

ところで、右に触れた今日の状況の中で、人間形成的な共同体の回復が目指されるとすれば、そのさい再構築されるべき「制度」も、やはり上述の如き具体的な「制度」でなければならないと言えよう。無論、何らかの「制度」が善きものであるか否かは、最終的には当の「制度」が担う理念の如何による。しかし、「制度」がいかにか高貴な理念に裏打ちされたとしても、それが単なる法規範ないし諸規則といった抽象物に過ぎぬとすれば、それは人間形成力を十分には発揮しないであろう。

また新たな共同体ないし「制度」の建設を、いきなり個々人の人間の直接的関係の強化に求めても不十分であろう。そもそも人間の関わりとは、常に何らかの物を媒介するものであり、また仮に無媒介な関係が一瞬は可能だとしても、そのみでは人間の心の移ろい易さには対抗し難い。旧約聖書のラバンとヤコブは和睦の証に石塚を築いたというし、また現代の我々も、友情の

記念に品々を長く保管する。人間学的に見て、これらは決して些細な事実ではない。人間の内界は移ろい易いものであり、だからこそ人々は自らの心情や振舞い方の永続性を確保する為に、外界にそれらの「外的安定子」を打ち立てるのである。こうして確保された人々の間の関わりこそが、子どもにとって全幅の信頼のおける自明で安定した人間関係なのである。この意味でも、子どもが慣れ親しむことの出来る身近かで具体的な諸事物に豊かに充たされている「制度」が不可欠であり、この点、今日、子どもの人間形成について考える上でも等閑視できない問題であろう。

(注)

- 1) vgl. Wolfgang Brezinka, *Erziehung als Lebenshilfe*, 4. Aufl., Stuttgart 1965 s. 48ff.
- 2) vgl. Brezinka, a. a. O., s. 94.
- 3) 例えば、井上坦「教育の根本問題としての制度化」(『哲学』三田哲学会, 第71集1980年) 参照。
- 4) Brezinka, *Der lernbedürftige Mensch und die Institutionen*, In: *Erziehungsziele Erziehungsmittel Erziehungserfolg*, 2. verb. u. erw. Aufl., Reinhardt 1981.
- 5) vgl. Brezinka, a. a. O., s. 62.
- 6) Brezinka, a. a. O., s. 62.
- 7) Brezinka, a. a. O., s. 62.
- 8) vgl. Brezinka, a. a. O., s. 44 u. s. 61.
- 9) vgl. Brezinka, a. a. O., s. 44ff.
- 10) vgl. Konrad Lorenz, *Die angeborenen Formen möglicher Erfahrung*, In: *Zeitschrift für Tierpsychologie* (5) 1943 s. 274ff.
- 11) Arnold Gehlen, *Anthropologische Forschung*, Reinbek bei Hamburg 1961 s. 117ff.
亀井裕他訳『人間学の探究』, 紀伊国屋書店 1970年。
- 12) vgl. Brezinka, a. a. O., s. 63.
- 13) Brezinka, a. a. O., s. 65.
- 14) vgl. Brezinka, a. a. O., s. 63-64 u. s. 70.
- 15) vgl. Brezinka, a. a. O., s. 65ff.
- 16) Brezinka, a. a. O., s. 65.
- 17) vgl. Brezinka, a. a. O., s. 66.
- 18) vgl. Brezinka, a. a. O., s. 65-66.
- 19) Brezinka, a. a. O., s. 70.
- 20) Brezinka, *Erziehung als Lebenshilfe*, 4. Aufl., Stuttgart 1965.
- 21) Brezinka, a. a. O., s. 89.
- 22) Brezinka, a. a. O., s. 257.
- 23) これは, K.-O. Apel が Gehlen の所論を踏まえた上で提起した「制度」の定義である。vgl. Karl-Otto Apel, *A. Gehlens Philosophie der Institutionen*, In: *Philosophische Rundschau* 10. 1962 s. 1.
- 24) Gehlen, *Der Mensch. Seine Natur und seine Stellung in der Welt*, 12. Aufl. Wiesbaden 1978 平野具男訳『人間』, 法政大学出版 1985年。
- 25) Gehlen, a. a. O., s. 20.
- 26) Gehlen, a. a. O., s. 39.
- 27) Gehlen, a. a. O., s. 79.
- 28) Gehlen, a. a. O., s. 15.
- 29) Gehlen, *Urmensch und Spätkultur*, 3. Aufl., Frankfurt am Main 1975 s. 8.
- 30) 29) を参照のこと。
- 31) Gehlen, a. a. O., s. 8.
- 32) この点については, 特に次の論文を参照のこと。Gehlen, *Über die Geburt der Freiheit aus der Entfremdung* (1952) In: *Studien zur Anthropologie und Soziologie*, s. 232-246, Luchterhand 1963.

- 33) vgl. Apel, a. a. O., s. 8.
- 34) Gehlen, Urmensch und Spätkultur, s. 8 u. s. 256.
- 35) vgl. Gehlen, a. a. O., s. 7 u. s. 54.
- 36) vgl. Gehlen, a. a. O., s. 23.
- 37) Gehlen, a. a. O., s. 26.
- 38) Gehlen, a. a. O., s. 23.
- 39) Gehlen, a. a. O., s. 24 u. s. 146.
- 40) もちろん、習慣的労働が形成される発端は、生存に関する生物学的欲求の充足という点に存する。だがここで述べた様に、労働の動機が、一定の外的事物と緊密に結びつく為、当該労働それ自体は、当初の生物学的欲求とは無関係になりうる。つまり、「自立化」しうるのである。本稿では詳論できないが、実はこのような「自立化」によって、個々の習慣行為は、単に生物学的欲求の充足のみならず、様々な社会=文化的な関心や目的にも奉仕することが可能となるのである。vgl. Gehlen, a. a. O., s. 29ff.
- 41) Gehlen, a. a. O., s. 25.
- 42) Gehlen, a. a. O., s. 25.
- 43) Gehlen, a. a. O., s. 76.
- 44) vgl. Gehlen, a. a. O., s. 26.
- 45) Gehlen, Über die Geburt der Freiheit aus der Entfremdung, s. 245.
- 46) vgl. Gehlen, Urmensch und Spätkultur, s. 46-47.
- 47) Gehlen, a. a. O., s. 47.
- 48) vgl. Gehlen, a. a. O., s. 47.
- 49) vgl. Gehlen, a. a. O., s. 9 u. s. 60-61.
- 50) Gehlen, a. a. O., s. 208.

(博士後期課程)